

第十回 参議院法務委員会會議録第十五号

昭和二十六年五月十七日(木曜日)午前
十時四十五分開会

委員の異動

五月十六日委員齋武雄君辞任につき、
その補欠として三輪貞治君を議長にお
いて指名した。

本日の会議に付した事件

- 会社更生法案(内閣送付)
- 破産法及び和議法の一部を改正する
法律案(内閣送付)
- 住民登録法案(衆議院提出)

○委員長(鈴木安孝君) 只今より委員
会を開きます。

本日は先ず会社更生法案を議題とい
たします。本案につきましては、すで
に提案理由の説明を聴取いたしましたわ
けでございますが、更に政府より詳細の
説明を聴取したいと思ひます。

○政府委員(野木新一君) それでは会
社更生法案につきましても概略の御説明
を申し上げます。

法務総裁からこの法案の骨子となる
べき点について説明をせられましたた
が、私からは先ず手続を追つて一応概
略を御説明し、それからお手許に配付
してございします会社更生法案要綱と
いうものに基きまして、この法案の一
番重要な点を別の観点から御説明申上
げたいと思ひます。そうすればこの大
きな法案の仕組がよく御了解願えるこ
とになるのではないかと存する次第で
あります。

先ずこの会社更生手続開始の原因と
いたしましては、会社はその事業の継

第四部 法務委員会會議録第十五号

昭和二十六年五月十七日【参議院】

続に著しい支障を来すことなしには弁
済期にある債務を弁済することができ
ないとき、又は会社に破産の原因たる
事実の生ずる虞れがあるときでありま
して、このような場合には会社から裁
判所に更生手続開始の申立ができるこ
とにして、商法の会社の整理よりも更
に原因を広くしているものであります。

なおこの説明はお手許に配付してあり
ます会社更生法案の要旨というのに
大体則つております。なお会社に破産
の原因たる事実の生ずる虞れがあると
きは、会社自身のほか、資本の十分の
一に当る金額若しくは百万円以上の債
権を有する債権者、又は発行済株式の
十分の一以上の株式を有する株主も申
立をすることができるようになつていま
しております。

次に手続が開始されますと、裁判所
は管財人を選任するのを原則とするの
であります。が、会社の債務の類が少
いときは選任をしなくてもよく、又管
財人が選任されずとも、会社の事業の
経営並びに財産の管理及び処分をする
権限は管財人に専属ということになつ
ております。管財人は一人又は数人置
かれ、銀行又は信託会社でも管財人と
なることができ、又管財人を置かない
ときは、別に審査人というものを置い
て会社の業務の監督等をさせることも
できることになつております。

次に更生手続開始の決定があります
と、破産手続は中止し、会社財産に対
しなされてゐる強制執行とか競売手続な
どは原則として中止し、会社の財産関

係の訴訟手続は中断し、和議手続、整
理手続、特別清算手続はその効力を失
うことになつております。

次に会社の債権者とか担保権者は、
裁判所の定める一定の期間内に届出を
して手続に参加することになるのであ
りますが、届出のあつた債権及び担保
権につきましては、期日を置いてその
調査を行い、管財人、届出をした債権
者、担保権者等に異議がないときは、
その債権及び担保権は確定するわけで
あります。異議のあるものは訴訟によ
つて確定し、この確定した債権又は担
保権を有する者だけがこの更生計画に
ついてその権利を認められる。そうい
う仕組みになつております。

次に株主も裁判所の定める期間内に
届出をして個々に手続に参加して議決
権を行使することができるようであり
ますが、この更生計画認可の結果、株
主に権利が認められるときは、届出を
しない株主もその権利の分配に與れる
ことになつてゐるわけであります。

次に更生手続開始後の手続でありま
すが、更生手続が開始されますと第一
回の関係人集会が開かれます。この集
会では、管財人又は審査人の選任、会
社の業務及び財産に関する事項などに
つきましても関係人の意見を聞き、会社
今後の管理の方針について審査をいた
します。この第一回の関係人集会が済
みますと、更生計画の立案にかかるわ
けであります。管財人がある場合に
は、管財人が、管財人がない場合に
は、裁判所の命令があるときは審査

人、その他のときは会社が義務的に計
画案を作成しなければなりません。併
し債権者や株主も更生計画案を作成し
て裁判所に提出することができ、そ
ういうことになつております。更生計
画案の提出がありますと、裁判所は、第
二回目の関係人集会を開いてその案を
審理し、その結果修正を要するものは
修正を命じ、更に第三回の関係人集会
を開いてこれを決議に付することにな
ります。而してこの決議のための集会
におきましては、届出をした債権者、
担保権者及び株主は、その権利の性質
と内容によつて裁判所が分類した組に
分れて別々に決議をすることにな
ります。そして可決の要件といたしま
しては、担保権者につきましては議決
権の総額の四分の三以上、債権者につ
きましては同じくその三分の二以上、
株主につきましてはその議決権の総数
の過半数を要する、そういうことにな
つております。

このようにして可決された更生計画
案を、裁判所は、独自の判断で審査し
て、法定の要件を備えていると認める
ときは、認可の決定をすることになり
ます。

更生計画認可の決定がありますと、
計画によつて認められた権利及びこの
法律で認められた権利を除いて、会社
は、すべての債務から免責されること
になります。

更生計画認可の決定により、計画は
その定める事項に従つて実行に移され
るわけでありますが、この場合計画の

確定、迅速な遂行を図るため必要な限
度で、商法その他の法令及び定款の規
定の適用が排除されることになつてお
ります。計画は、その実行確保のため、
できる限りこの手続中において遂行す
るものとし、計画が遂行されたか又は
遂行される確実な見込がついたとき
に、初めて裁判所は更生手続終結の決
定をし、会社は裁判所の監督を離脱す
ることになります。

次に更生計画の内容としてはあらゆ
る形態のものができるとし、例え
ば、債権者、株主の権利の変更、営業
若しくは財産の譲渡、出資若しくは貸
貸、事業の経営の委任、定款の変更、
取締役、監査役等の選任、資本の減少、
新株若しくは社債の発行、合併、解散
又は新会社の設立等について定めをす
ることができるとしてありますが、
計画の条件には、債権者、担保権者及
び株主のそれらの権利の性質により
その間に公正、衡平な差等を設けなけ
ればならず、また計画の条件は、同じ
性質の権利を有する者の間では原則と
して平等でなければならぬものとし
ております。

以上が大体手続の進行の工合に従つ
ての概略の説明であります。

次にお手許に配付してあります会
社更生法案要綱に基きまして別の観点
からこの案の内容を御説明申し上げま
す。

先ず要綱の第一点であります。こ
れは法律の目的を定めたものでありま
す。

先ずこの会社更生手続開始の原因と
いたしましては、会社はその事業の継

第四部 法務委員会會議録第十五号

昭和二十六年五月十七日【参議院】

時間の関係で多少簡単に説明をいたしておきますが、第二は、これはいわゆる会社更生に関する外国人及び外国法人の地位を定めたものでありまして、無条件平等主義を採用していることを現わしているものであります。第三は更生手続開始の国際的効力について定めたものでありまして、いわゆる属地主義を採用し、和議法、破産法の例にならつたものであります。

第四は更生事件の管轄裁判所を定めたものでありまして、会社本店の所在地を管轄する地方裁判所が管轄するということにしておりますが、特別の場合には、職権で事件を会社の他の営業所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所にも移送できるという規定を、条文の上では設けております。

第五から第七までは、更生手続に適用すべき手続的な原則をきめたものでありまして、これらはいずれも和議法の例にならつたものであります。

次に第八から第十二までであります。これは更生手続開始前の手続について定めたものであります。第八及び第九は更生手続開始の原因とその申立権者を定めたものであります。先ほどもちよつと触れましたが、要するに会社に破産の原因たる事実の生ずる虞れのある場合に、会社自身のほか、要綱の第九に定めた債権者又は株主から申立をすることができ、又会社及び事業の継続に著しい支障を来たことなど、弁済期に弁済することができない場合、この場合に会社自身から手続開始の申立をすることができ、そういうことになつております。初めの方の概念は、商法において会社の整理の行使権として規定されておるものとはば

同様であります。あとの「会社は、事業の継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができない」という概念は、アメリカの連邦破産法で、会社更生手続で認められているところと大体同様であります。その意味は会社が弁済期にある債務を弁済するには、その事業の継続に欠くことのできない営業用の固定財産を処分しなければならぬような場合を考へえおるわけでありまして、なおこの会社が申立をする場合には、通常の業務執行の場合と同様に代表取締役が取締役会の決議に基いてする、そういうことになりまして。

次に第十であります。更生手続の開始の申立があつた場合における裁判所による手続の中止命令について定めているわけでありまして、訴訟手続とか破算手続、和議手続、強制執行等のほか、租税滞納処分等の訴訟手続の中止を命ずるといふ強い権限が裁判所に認められております。但しこの租税滞納処分等の中止命令は二カ月で失効するということになつてゐるのでございまして、租税等について他の手続とは特別の取扱をいたしてあります。

次に第十一は、会社の業務及び財産に関する保全処分について定めたものでありまして、破産法や和議法などについて保全処分が認められているのと同様の理由に基くものであります。

次に第十二は調査委員に関する規定であります。調査委員はその任務が、和議における整理委員の和議開始前の任務に似ておりますが、それと違う点は整理委員のような必須の機関ではないという点であります。

を棄却すべき場合について定めたのであります。申立が適法であり、且つ第八及び第九に掲げるような更生手続開始の原因があつても、この第十三に掲げるような一定の事由がある場合には更生手続を開始すべきでないで、裁判所はこの場合には申立を棄却しなければならぬことになつたわけでありまして。

次に十四から十六までであります。これは更生手続開始の効力の最も重要なものの一つである管財人の設置と、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分の権限について定めたのであります。更生手続開始後は管財人が設置されるのを原則といたしますが、比較的小規模の手続につきましては費用の關係もありまして、管財人の選任の必要なければこれを選任しなくてもいいことになつております。

次に第十七であります。これは更生手続開始決定の他の手続に及ぼす効力について定めたものであります。更生手続を円滑に進めて行くことができるようにするためには非常に強い効力を認めたわけでありまして、租税滞納処分等とは異なり、決定の日から六カ月間中止し、必要があればまだ三カ月間だけその期間を延長することができるといふことになつて、その後は徴収権者がその本来の権限によつて処置することができるといふことになつた。

更生手続開始決定によつて、和議手続、整理手続、特別清算手続等の競合的な手続は効力を失いますが、開始決定によつて中止した破産手続、強制執行、競売手続等は、更生計画認可決定があつたときにその効力を失ふことになつております。

次に第十八は、更生裁判所に、他の裁判所に係属中の会社の財産關係の訴訟の移送を求める権限を認めたものであります。それらの訴訟を更生裁判所に集中して、更生手続を能率的に進めて行くことができるようにするためのものであります。

次に十九は、更生手続開始後の取戻権及び相殺権について定めたものであります。大体において破産法及び和議法の例にならつておりますが、相殺権は、更生手続が事業の維持更生のための手続である關係から、破産法及び和議の場合よりも制限されております。

次に第二十であります。これは会社の発起人、取締役その他に対する損害賠償請求権等の査定の手続について定めたものであります。更生手続開始の場合には、このような簡易手続を認めることが多いと思われまして、商法の会社の整理において認められていた査定の手続にならつたものであります。

次に第二十一は否認権について定めたものであります。否認権の内容等は破産法の否認権の場合と大体同じであります。管財人が置かれていないときには、更生債権者及び更生担保権者にその権利の行使を認めたこと、及びその行使の方法として、通常の訴の方法のほかに簡易手続を認めたことなどが異なつております。

次に第二十二から第二十五までは管財人について定めております。第二十二及び第二十三は管財人の資格について定めました。管財人は会社の業務及び財産の管理をし、又更生計画案の作成及び遂行に當るものであります。か

ら、事業経営の知識経験を有する者が適任であります。又利害關係のないものであることを原則といたしますが、数人の管財人を選任するときはそのうちの一人は、その会社の取締役等の利害關係のある者でもないことといたしました。会社更生の成否は管財人の手腕にかかるといふので人選には慎重を要するものと思ひます。法人でも信託会社、銀行のうちには、管財人として適當なものがあるので、これを管財人に選任することにいたしました。

第二十四は管財人代理について定めました。管財人代理は費用の前拂と報酬を受けることができることになつております。

第二十五は管財人の注意義務について定めました。破産管財人の注意義務と同様でございまして。

次に第二十六から三十までは、更生債権及び更生担保権についての規定を設けました。第二十六は更生債権の意義を定めました。第二十七は更生手続開始当時、当事者双方がまだ共に履行を完了していない双務契約についての解除権と、その解除の効果について定めました。ほば破産法の規定になつてゐるものであります。第二十八は更生担保権の意義を定め、更に第二十九は担保附債権のうち、実質上その担保権によつて担保されていない部分の権利行使について定めたものであります。

従前破産手続におきましても別条件として取扱われて来た担保権は、更生手続が開始されるとこの手続によつてのみ行使が許されたことになりまして、担保権を除外しては会社の更生が困難なことが多いから、担保権をもこの

次に第三十一から第四十一までは更生債権者、更生担保権者及び株主の更生手続の参加について定めております。第三十一は更生手続参加のために出について定めたものであります。更生債権者、更生担保権者及び株主は更生手続に参加して、関係人集会において議決権を行使する等、それ〴〵権利を行使するためには届出をしなければならぬことにいたしました。第三十二は更生債権者表、更生担保権者表及び株主表について定めました。これらの表にはその権利に関する重要な事項を記載させこれに一定の効力を認めることにいたしました。第三十三から第三十五までは更生債権及び更生担保権の調査及びその確定手続について定めました。これらの権利は更生手続において調査、確定すべきものとしたしまして、その確定手続はおおむね破産の場合における破産債権確定手続の例に従うことにいたしました。併しいわゆる有名義債権でなくとも管財人に異議のない権利につきましては、異議を述べた者から訴を提起しなければならぬものとしたしまして、異議権の乱用の防止を図った点等が異なっております。次に第三十六は更生債権者、更生担保権者及び株主の組分けについて定めました。これらの権利者は、それぞれその権利の性質及び利害の關係が異なっておりますので、これを組に分

第四十は、この手続におきましては、社債権者を集団的に取扱うということは不適当でありますから、この第四十に定めたようにいたしたものであり、又第四十一は、零細な社債権者等で、みづから手続に参加する熱意に欠ける者の利益を保護するために考えたものであります。

次に第四十二から第四十五までは関係人集会に関する定めであります。第四十二は関係人集会のことを定めました。関係人集会は関係人の更生手続参加のための機関で、裁判所が招集し指揮します。裁判所が相当と認めるときは関係人集会並びに更生債権及び更生担保権調査の各期日を併合することができます。第四十三から第四十五までは関係人集会における議決権について定めております。更生債権者及び更生担保権者は、原則として更生債権及び更生担保権の額に応じて議決権を有しますが、更生手続開始当時期限の到来にあるときは株主には発言権を認めるべきではありませんから、議決権を有させないことにいたしました。議決権の額又は数の決定方法は破産における強制和議の手続に準じました。更生手続の機会に乗じて不当な利益を得ようとすることは許すべきことではありませんから、そのような目的で権利を取得行使せないといいることができるとにいたしましたのであります。

第四十六から第五十七までは更生手続開始後の手続について定めました。第四十六は会社の業務及び財産の管理

状況等を裁判所に報告すべきことを定めました。財産目録及び貸借対照表も作成してその謄本を裁判所に提出すべきものとしております。なお裁判所に提出された書類は利害関係人の閲覧に供されます。第四十七と第四十八は、管財人が置かれなかった場合の更生事務の処理と、これに伴う会社の責任について定めました。管財人がないときは、会社は裁判所の監督の下に本来管財人が処理すべき事務である更生事務を処理いたします。会社の注意義務は管財人と同一であります。注意義務違反の責任は、会社自身のほか任務を怠らなかつた取締役も負うものとしたしております。第四十九は、業務及び財産の管理方法の変更について定めました。事情に応じて適当な管理方法をとることができるようにしたのであります。第五十は審査人のことを定めております。管財人を置くまでの必要はないが、会社のみに更生事務の処理を任せることも不適当なような場合に、審査人を選任して裁判所の命ずる事項を行わせることができることとしました。第五十一は法律顧問について定めました。更生事務処理につきましては法律知識を要することが多いから、常設の法律顧問を置くことができることにいたしました。なお法律顧問は費用の前拂及び報酬を受けることができることになっております。第五十二及び第五十三は更生計画案の立案及び提出について定めました。第五十二に定める者は義務的に計画案を作成、提出しなければなりません。第五十三に定める者はそのような義務はありませんが、権利が認められております。広く良案を求める趣旨であります。第五十四は更生

生計画案の排除について定めました。計画案の提出がありましてもそれが結局において認可できないようなものがありますれば、それについて手続を進めても無駄でありますからこのようにいたしましたのであります。なお裁判所は案の修正を命ずることもできることになつております。第五十五は更生計画案可決の要件について定めました。権利者の頭数は考慮しないことにいたしました。第五十六及び第五十七は共益債権について定めました。第五十六に掲げるものは本来の共益債権ともいうべきもの、第五十七に掲げるものは、公益上の理由等から特に共益債権として取扱うべきものについて定めたものであります。使用人の給料請求権等についてこのような取扱をするのは、更生手続においては特にこのような請求権を保護する必要があるからであります。

第五十八から第六十までは更生計画の内容について定めました。第五十八及び第五十九は更生計画の条項について定めてあります。第五十八は更生計画の必要的条項でありまして、このような条項を欠く計画は不適法となります。第五十九は任意的事項であります。第五十九は任意的事項であります。併し任意的くてもよいのであります。併し任意的事項でありましても、そのうちの一定の条項、例えば新会社の設立に関する条項を定める場合には一定の要件を備えなければならぬこととしたして、計画の内容の明確を期し、併せて計画遂行の場合における他の法令の適用の適用の排除を可能ならしめるようにいたしました。第六十は更生計画の条件につ

いての定めであります。更生計画には

異なつた権利と利害を有する者が参加しておられますので、これを無差別に取扱うことは不都合を生ずることになります。そこで更生計画においては、更生担保権、次に一般の先取特権その他一般の優先権のある更生債権、次に以上の以外の更生債権、次に更生手続開始後の劣後の更生債権、これは法人の破産の場合と同様に劣後の債権といたしておきます。次に残余財産の分配に關し優先の内容を有する種類の株主の権利、次にそれ以外の株主の権利というような順位を考慮して、計画の条件に公正、衡平な差等を設けなければならぬことといたしました。その結果、例えば株主の権利よりも債権者の権利を不利に取扱うような計画は不適法となります。又同じ性質の権利を有する者の間では、計画の条件は平等であるのを原則としますが、少額の債権等につきましては特別の取扱をしても衡平を害しない限り差支ないこととしたてあります。

次に第六十一から六十九までは更生計画の認可及びその効力について定められました。第六十一は更生計画認可の要件について定めております。計画案が可決されたときは、裁判所は更にその案が計画として法定の要件を具備しているかどうかを改めて審査して、要件を満たしていると認めた場合に限り認可の決定をすることができるとあります。第六十二は計画に不同意の組のある場合の定めであります。計画に不同意の組があるときでも、計画の内容においてその組の者の権利が保護されているときは、その同意を得なくても計画を認可できることとしたして、計画の成立を容易ならしめるこ

といたしましたのであります。なおあらかじめ不同意が明らかなきときは、当初からその組の者を除外して決議することもできることといたしました。第六十三は更生計画の効力発生の際について定めました。計画認可の上は速かに遂行する必要がありますので、確定を待たず効力を生ずることとしたしました。第六十四は更生計画の効力の及ぶ範囲について定めました。更生手続に参加しない更生債権者、更生担保権者及び株主にも効力が及ぶこととなるわけであり、第六十五から第六十七までは、更生計画による更生債権者、更生担保権者及び株主の権利の変更について定めてあります。届出をしなかつた債権、届出をしても異議があつたにかかわらず確定手続をとらなかつた債権等につきましては、会社は計画認可の決定があつたときにその責任を免れることになり、株主は手続に参加しなくても、その権利に対する分け前には與ることになります。第六十八は、更生手続開始によつて中止した手続の失効について定めてあります。更生計画の認可決定後は、これらの手続は存続させる必要がなく、却つて計画の遂行に支障を来すことになるからであります。第六十九は、更生計画認可決定確定後の更生債権者表及び更生担保権者表の記載の効力について定めました。確定した権利についてのこれらの表の記載は確定判決と同一の効力を有し、更生手続終了後はこの表に基いて会社等に対し強制執行ができることとなるわけであり、第七十及び第七十一は更生計画遂行の責任者について定めました。管財人

があれば管財人が計画の遂行に当ります。管財人がないときは会社みづからが遂行に当りますが、裁判所が整理委員を選任したときは整理委員がこれに當るのであります。計画によつて新会社を設立するときは、これらの者が発起人又は設立委員の職務を行うわけであり、第七十二は、更生計画の遂行に關する裁判所の命令について定めました。この命令に違反した者は過料に処せられることになつております。

第七十三は、更生計画遂行の場合における他の法令の適用の排除について定めてあります。更生計画の遂行を円滑迅速にするため、例えば商法の規定によれば、本来株主総会の決議を要する事項でも、更生計画に記載されその計画が認可されたときには、株主総会の決議を経なくても適法にこれを遂行することができるようになりました。又例えば計画において更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、新たに拂込又は現物出資をさせないで株式を引受けさせることによつて新会社を設立することを定めたときは、新会社は通常の会社設立の方法によらず、單に定款を作成し、更生裁判所の認証を得た後設立の登記をしただけで成立するものといたしました。なお税法の特例としては、更生手続による会社の財産の評價換又は債務の消滅があつた場合における法人税の軽減、更生手続においてする登記記録についての登録税の減免等について定めてあります。

第七十四は、計画によつて新たに会社又は新会社の株主又は債権者となつた者の失権について定めました。三年間も株券又は債券の交付を請求しな

いような者は、これを失権させて從來の権利関係を整理し、会社又は新会社の更生を容易ならしめようとするものであります。なお従前株主又は債権者であつた者が、新株券又は新債券の交付を請求するには、原則として従前の株券又は債券を提出しなければならぬこととしてあります。

第七十五は更生計画の変更について定めてあります。更生計画の認可決定後やむを得ない事由によつて計画をそのまま遂行することができなくなつたが、計画を変更すれば遂行が可能になるような場合、計画の変更を許して、更生の失敗によつて生ずる無駄を省くことができることにいたしました。

第七十六は更生手続の終結について定めてあります。更生計画の遂行を確実にするため、計画が遂行されたか、又は遂行されることが確定と認められるようになつて初めて終結決定をすることができるといたしました。

第七十七から八十までは更生手続廃止について定めてあります。そのうち第七十七から七十九までは更生手続廃止の決定をすべき場合を定め、第七十七と第七十八はいずれも更生計画認可決定前の場合で、第七十九は更生計画が成立しなかつた場合で、第七十八は更生の必要がなくなつた場合であります。第七十九は計画認可後の遂行不能の場合であります。第八十は、更生手続廃止の決定確定後の更生債権者表及び更生担保権者表の記載の効力について定めてあります。一定の範囲内で確定判決と同一の効力を認め、又は強制執行ができることとしたしました。

更生手続において適法に確定され

たものである以上当然であります。第八十一から第八十六まではその他の点について定めてあります。第八十一と第八十二は、破産宣告前の会社について開始された更生手続が不成功に終わった場合における破産手続及び和議手続との關係について定めてあります。更生手続開始の原因は破産原因より広いので、更生手続が失敗しても必ずしも破産手続に移行しないのは当然であります。破産手続又は和議手続に移る場合は更生裁判所が破算裁判所又は和議裁判所となります。第八十三と第八十四は報酬及び報償金に關する定めであります。第八十三に掲げる者は当然に費用の前拂と報酬を受けることができ、但し裁判所の許可なくして会社の株式を売買する等の行為があつたときは、費用及報酬の支拂を受けることができず、第八十四は、ここに掲げる者が特に更生に貢献した場合のことであり、報酬を支拂うべき者にはその職務と責任にふさわしい十分な報酬を支拂い、更生に貢献した者には報償金を支拂うというようにいたしまして、この面からも手続が円滑に進むように考慮してあります。第八十五は行政庁の更生手続への関與について定めてあります。更生手続は關係行政の密接な協力を得て行われなければ目的を達することが困難なので、關係行政庁に対し更生手続の進行について通知し、又更生計画について意見を述べさせること等としてこれを手続に關與させることにいたしました。第八十六は罰則についてであります。破産法、和議法等の例に準じて規定を設けました。

以上で大体会社更生法案要綱の御説

めの規定であります。第二項から第四項までは、第三百六十六條ノ十二に規定する免責の効力との関係から、免責の申立と、強制和議の提供又は第三百四十七條の規定による破産廃止の申立とを、競合的に認めるのが妥当でないもので、これを避けるためのものであります。第四項は、免責の申立の追完を認めたものであります。第三百六十六條ノ三、本条は、免責の申立をする破産者に対し、債権者名簿を提出すべき義務を課したものであります。この名簿は、裁判所が次條の規定により審訊期日を定める決定を送達すべき債権者を知る一つの資料となるもので、破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかつた請求権については、債権者が破産宣告のあつたことを知つてゐる場合を除き、免責の効力が生じないばかりでなく、破産者が虚偽の債権者名簿を提出したときは、免責不許可の事由となるのであります。第三百六十六條ノ四、本条は免責の申立をした破産者の審訊期日についての規定であります。この期日においては第三百六十六條ノ九に定める免責不許可の事由の有無が審査せられるわけであり、免責の申立については、後に説明するように第三百六十六條ノ七に掲げる者が異議の申立をすることができるとして、審訊期日を知らせるため、本条第二項及び第三項の規定を設けたのであります。第三百六十六條ノ五、裁判所は、免責の申立について裁判をするため、免責不許可事由の有無を自ら職権で調査することができるのであります。本条は、裁判所が必要により破産管財人に調査をさせ、その結果の報告をさ

せることができることにしたものであります。第三百六十六條ノ六、本条を設けたのは、免責の効力を受けるべき破産債権者等破産者の免責の申立について、利害関係を有する者に本条に掲げる書類を閲覧して免責不許可事由の有無を調べる機会を與え、次條の規定による異議の申立をすることができるようにする必要があるからであります。第三百六十六條ノ七、第三百六十六條ノ八、免責を許すべからざる者に對して免責を許すようなことがないようにするため、免責の申立に対して本条に掲げる者から異議の申立をすることができるとしてあります。異議申立期間内に異議の申立があると、裁判所は、破産者及び異議申立人の意見を聞き、異議申立を理由ありと認めたときは免責を許可せずとの決定をし、異議申立期間内に異議の申立がないか、又は異議の申立があつてもその理由がないと認めるときは、免責許可の決定をすることとしたのであります。第三百六十六條ノ九、破産者に対しては原則として免責を許すべきであるが、本条に列挙するような事由のある場合にも常に免責を許すことは行き過ぎであるから、このような場合には免責の申立があつても許可しないことができることとしたのであります。第三百六十六條ノ十、免責の申立をしながら、正当の事由なく審訊期日に出頭しなかつたり出頭しても陳述を拒否するような不誠実な破産者に対しては、強いて免責の手続を進める必要がないから申立を却下できることにいたしました。第三百六十六條ノ十一、免責の手続には、後記のように第三百六十六條ノ二十で第八條を準用することとしたので、免責の手続でなされる決定は、確定を待たないで執行力を生じ得ることとなるのであります。免責の決定が上級審で取消されることにより生ずる煩雜を避ける必要があるため本条を設けたわけであり、第三百六十六條ノ十二、本条は免責の効力について規定であります。「破産手続ニ依ル配当ヲ除キ……其ノ責任ヲ免ル」というのは、破産者の責任を破産財団の限度にとどめる意味であります。配当すべき財産がないときは、配当なくしてその責任を免れることになり、破産者が責任を免れた債務は一種の自然債務となるわけであるが、破産債権者は、これを自動債権として破産法上の相殺権を行使することは差支えありません。併し破産債権のうちには以上のような免責の効力を與えるに適當でないものがあるので、これを但書に列挙して免責の効力が及ばぬこととしたのであります。なお本条但書の請求権中「租税」とあるのは、第四十七條第二号の財団債権でない租税で、例えば関税、屯税、登録税のようなものを指すのであります。第三百六十六條ノ十三、免責は、破産者を更生させるためその責任を限定するに過ぎないのであり、免責によつて本条に掲げた者の責任までを軽減するものでないの、この趣旨を明かにしたものであります。第三百六十六條ノ十四、免責は、破産債権者の権利に重大な影響を與えるばかりでなく、後に述べるように免責の決定が確定すると破産者は法律上当然復権することになるので、第三百七十二条の規定にならつて公告についての規定を設けました。なお確定債権

についての債権表の記載は、一定の條件の下に債務名義となるものでありますから、免責の決定が確定したときはこれを明らかにする必要があるものでその旨を記載させることとしたのであります。第三百六十六條ノ十五、免責の決定が一旦確定しても本条に掲げる事由があることが後に判明したときには、免責を取消するの相当であるから免責取消の決定をすることができるとしてあります。なお本条後段の場合については、不安定な権利関係を成るべく早く除去する趣旨から免責取消の申立期間を制限することにいたしました。第三百六十六條ノ十六、免責取消の裁判をするについては、少くとも破産者及び免責取消申立人の意見を聴くのが相当でありますからその旨を定めたものであります。第三百六十六條ノ十七、第三百六十六條ノ十一の規定と同趣旨で設けた規定であります。第三百六十六條ノ十八免責後その取消までの間に破産者と取引した者は、免責のあつたことを考慮に入れて取引をしたのでありますから、その者の債権が免責の取消のあつた後、これにより復活する破産債権や免責前又は免責取消後の原因に基いて生じた債権と同等の地位におかれることになり、すとの不測の不利を受けることになり、本条を設けました。他ノ債権ニ先チテ」というのは、債務者の総財産から弁済を受けるべき他の債権に先だつという意味で特別の先取特権、質権、抵当権等で担保されてゐる債権にまで優先するものではありません。第三百六十六條ノ十九、第三百六十六條ノ十四に対応する規定であります。第三百六十六條ノ二十、免責手続は、破

産手続ではありませんので復権の章の第三百七十三條の規定と同様の規定を設けたわけであり、第三百十八條の規定をも準用したのは、公告と送達とを共にすべき場合があるからであります。第三百六十六條ノ二十一、免責の制度を採用した以上は、本条第一項に列挙する事由のある場合にも、なお破産者に対し身分上の制限をしたままにしておくことは當を得ないので、右の事由のある場合には、破産者は、當然に復権することとしたのであります。本条第二項中「……復権ハ将来ニ向ツテ其ノ効力ヲ失フ」とあるのは、免責取消又は強制和議取消があつても、復権していた間の身上の効果にまで影響を及ぼさない趣旨であります。第三百六十七條、前條の規定を新設することとしたことに伴ひ法文の整理をしたものであります。

第三百七十四條第四号、第三百七十五條、第三百七十七條第一項、第三百八十一條第一項、第三百八十二條第一項、「裁判所書記」についての字句の修正は前に説明したところと同趣旨のものであり、罰金額を改めたのは経済事情の変動に應じたものであります。次に和議法の改正について申述べます。第十一條は破産法第十三條を削除することとしたことに伴ひ法文の整理であります。第四十四條ノ二から第四十四條ノ四まで、これは破産法第十八條から第二十條までの規定を削除することとしたことに伴ひ、和議法第四十五條において準用してゐたこれらの規定の内容を直接規定することが必要となつたため、これらの条文を設けたものであります。第四十五條、右に述

べた通り破産法第十八条から第二十条までの規定を削除することとしたことに伴う法文の整理をしたものであります。第六十八條第一項、第六十九條第一項、第七十條第一項、いずれも経済事情の変動に伴う罰金額の修正であります。

午後零時六分休憩

午後二時十九分開会

○委員長(鈴木安孝君) 午前に引き続き委員会を開きます。

住民登録法案を議題といたします。これより質疑に入ります。御質疑のありの方は御発言願います。

○左藤義詮君 市町村当局が多年戸籍法の改正を要望して来たという御説明でございまして、どういふ具体的な動きがございましてか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) この問題は戸籍法でなく居住に関する点です。

○左藤義詮君 市町村当局が寄留の制度の改正を要望して来たというのです。が、どういふようないきさつがございしますのか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 今までの寄留は本籍地から変つて、住所も変わりますとやるといふ建前にはなつておりました。

が、実際にいでは是非それを届出なければならぬ事実が起つて来ない限りはやつておらないわけなんです。従ひまして寄留簿というものと住民票というものが本当に一致しておらぬという実情であります。従つて本当に住民として取扱うときにはどれによるかという問題になつて来るわけでありまして、ところが近頃配給制度ができました。そのことから所帯台帳というものが

基礎になつておりますが、これは法令でできたもので何でもないものでこれらの点から、並びに行政上住民として取扱うべきいふ法律上、事実上においての必要がたゞさうありますから、そこで実際問題と寄留と一つになつて法律上並びに住民を把握できるものを作らう、こういふことが本法制定の根本趣旨と考へております。

○左藤義詮君 これに対して市町村当局が多年要望して来たというのです。が、例えば決議をいたしますと、国会に請願したとかどういふ今まで経過を……。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 事実上出て来ましたのは昭和二十五年十一月二十八日に第九回全国市長会議の決議による陳情書、それから昭和二十五年十二月一日に第十四回関東市会議議長会議の決議による陳情書で同趣旨のものが出ておる事実がございします。

○左藤義詮君 この制度を実施しますための費用の關係はどういふふうになりますか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) この寄留の点は非常にこの法案を施行する上に誠に重大な問題でございまして、昭和二十四年度にこの寄留の事務とそれから世帯台帳の事務に、どのくらいのものが経常費として出ておつたかを調べてみますと、寄留事務につきましておおむね四億二千万円くらい、それから世帯台帳の事務につきまして約十五億六千万円くらい、合せて十九億八千万円近くのものが出ておるようでございます。この住民登録制度は提案理由のところにも申しましたように、寄留と世帯台帳二つの長所をとつて総合したものでございしますので、経常費と

してはこの十九億八千万円程度より以上に亘るわけではないだろうと思ふのであります。ただこの制度を最初に実施いたします際に、初年度の臨時費が相当かかるものだと思います。それで臨時費につきましては国家におしめてこれを負担する。例えば臨時費と申しますと、この住民登録票の用紙であるとか、或いは印刷代であるとか、或いは調査する人の手当であるとか、或いは市町村主任者の会議、連絡旅費であるとか、或いは通信費であるとか、そういった種類の臨時的なものには国家においてこれを負担する、こういうふうな方針で進んでおるのであります。ただ現在寄留事務につきまして、平衡交付金の中でこの寄留事務の点が出ておるのであります。が、はつきりいたしておりませんので、この住民登録制度が確立されます場合には、住民登録の事務につきまして地方財政平衡交付金の行政費目の中にどうしてもこれを明確にして、経常費についてもこの点を考へて行かなければならぬというふうな方針をとつておるのでございします。

○左藤義詮君 昭和二十七年七月一日までの間において施行期日を政令で定めるとありますが、提案者は大体どのくらいの予定をしておられるのでありますか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 大体七月一日で施行してよろしいのではないかと申します。相当準備期間が要りますから。

○左藤義詮君 それに対して大蔵省当局と大体打合或いは見通しが付いておりますかどうか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 大体大蔵省と打合の上これを出しましたので、昭和二十六年年度には今専門員の申しました準備費として千八百万円出ることになつております。昭和二十七年年度は今の……。

○左藤義詮君 それは補正予算で……。

○衆議院議員(鍛冶良作君) いや、二十六年年度の予算に組んであるはずであります。

○左藤義詮君 組んであります。準備費で。

○左藤義詮君 準備費が千八百万円といたしまして、いよいよ昭和二十七年年度にかかりますときに、もうそろそろ予算の編成期になつておりますが、臨時費はどれくらい御要求になる御予定でございしますか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 先ほど申しましたような構想で、大体あつていふ数字でございしますが、おおむね四、五億程度の臨時費が計上されることになるのではないかと、こういうふうで考へております。これは大体の予想でございします。

○左藤義詮君 大蔵当局との間に御了解がついておるといふのですが、数字を商売としておる大蔵省との間に四、五億というふうな非常にはつきりしてない、そういうまあ漠然たるものではないかどうか。殊にこの法律そのものの中には経費の負担のことは書いてございしません。要綱の中にはあとに成るべく何か国が財政の許す範囲において、時費で市町村の費用を負担するといふことを備考に書いてある程度であります。

第四部 法務委員会会議録第十五号

昭和二十六年五月十七日【参議院】

昭和二十六年五月十七日【参議院】

昭和二十六年五月十七日【参議院】

昭和二十六年五月十七日【参議院】

○左藤義詮君　どれくらい要求したの
でありますか。

○説明員(平賀健太君) これは一番当初いゝな折衝の経過がございまして、相当多額の経費が要るものでございまずから一番最初は約八億要求い

○説明員平賀健太君　只今の点御説明申上げます。実は法務府といたしましては昨年に昭和二十六年度の予算といたしまして、住民登録の実施に要する経費を要求したのでございます。ところが昨年はいろいろな都合で全額を認められるに至りませんで、先ほど衆議院のかたから御説明ございましたように千八百十三万八千円が計上されたものでございます。

○左藤義詮君 それは二十六年
度ですか、二十五年
度ですか。

○説明員（平賀健太君） 本年度の予算です。

○左藤義詮君 昨年は要求しなかつたのですか。

○説明員(平賀健太君) 昨年要求しましたが、駄目になりましたので、本年初めて千八百幾らが出たわけなのです。本年度二十六年度予算の内訳を申し上げますと、そのうち約千二百四十五万四千九百円というものは、この法案の

に違つて来るわけであります。一例を申上げますといろ／＼な実施方法があると思うのですが、一番完全な方法をやるといたしますと、全国一齊に丁度国勢調査と同じような工合に市町村の方で調査員というのを選びまして、その調査員を各戸に訪問させてそうして登録して行く。これが一番いいやり方なんでありますが、その調査員をどういうふうに使うか、調査員が記入をして行くようにするか、或いは各戸に紙を配つて各戸で書かせるかというようなことで以て、調査員に対する手当の問題がそれで非常に違つて参ります。調査の方法によつて、一番最初の一齊調査の方法によりまして経費が相当動いて来るのでございます。去年八億要

求いたしました際は、非常に嚴重な方法丁度國勢調査と同じような方法でや

るといふ構想の下にやつたのであります。と申しますのは、この調査員が各戸を訪問いたしまして世帯員の住民票の記載事項全部を調査員が調査いたしましてそれを調査いたしましてそれを調査票に記入する、それを今度は市町村役場におきまして住民票に更に移し換える、そういうような構想で八億と

いう数字を出したのでございます。ところが国勢調査とは違ひまして、住民

票の記載事項もそう複雑ではございませんし、結局各戸に住民票の用紙を配

りましてそうして各戸においてこれを
書いて貰う、それを更に取集めるとい
うことになりますると手続が非常に簡
易化されまするし、それから調査員の
やりまする仕事も便利になります関係
で手当なんかも少くも落むのではない
か。そういう方法でやりますと約四、
五億あつたらしいのではないかと考え

ておるわけでございます。ただ何分これは二十七年年度の予算に組まれる関係で以てこの二十七年年度の予算の折衝がまだ始まらんままですから、大蔵省當局が果してどの程度法務府の要求を入れてくれるかちつと現在のところはまだなんとも申上げられない、そういう段階でございます。

○左藤義詮君 先ほどのお話では大体大蔵省との打合ができておるといふよ

うなお話だったので、今の法務府の御説明を聞きますと、要求する額も四、五億という程度ではつきりしていない、それがどういふふうになるかといふこともわからないというのですが、実情はどういふことですか。大蔵省とも先ほど話合がついておるといふのはどの程度までついておるのですか。いずれこの委員会に大蔵省の主計局長な

り大蔵省の責任者を一度呼び頂いてその点を明らかにしたいと思います。

○衆議院議員(鍋治良作君)　こちらの
方で二十六年度に施行するとして最初
に要求したのですが、それで予算の都
合上いかなというので本年は準備費だ
けを出す、こういうことになったそう
でありますから、あとは来年やるとい

うことは大蔵当局においては十分承知の上で準備費を出した、こういう実情

○左藤義詮君 只今の御説明で八億で

計画をしたけれどもそれはいけないので、四、五億程度で行くような計画をしておるということですが、その費用の出る、出ないということは法案そのものには関係ございませんか。八億の大体予定で準備になった法案と、今回提出されておるものと何もう内容には変化はございませんか。

○衆議院議員（鍛冶良作君） それは法案そのものには変化はありません。ただ実際に登録する事務の運びだけであります。

○左藤義詮君 只今大蔵省とのお話を
お尋ねしたのですがもう一度、はつき

り私が了解できないのですが、地方財政との関係はどういうようなお話合ができておりますか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 先ほど専門員から説明しましたように、今までも寄留並びに世帯台帳で相当金が要つておりましたが、その上にかかるものは平衡交付金で出すべきものだといふので、地方財政委員会にもその意を伝えているはずであります。

○左藤義詮君 はずとおつしやいますか……。

○衆議院議員（鍛冶良作君） 法務府からさういうことでやつてもらいという

こと……。○左藤義詮君 地方財政は了解してお

りますか。

○衆議院議員（鍛冶良作君） 額はまだ

きまつておりません。

○左藤義詮君 世帯台帳との関係はど

うなるのですか、登録法がいよく実
施されると。

○衆議院議員（鍛冶良作君） 世帯台帳は勿論要らない、前の寄留簿も要らない

いことになります。

○左藤義詮君 二十四年度に寄留世帯

台帳に十六億五千万という非常に巨額の費用が要つておるようなお話です

が、この法案が実施されますと四、五億の程度で行けるのですか、それとも

臨時費だけがそれだけで経常費はもつと沢山要るのですか。

億程度というのは臨時費だけでござい
ます。それを合せて十九億何ぼと申し
ましたのは二十四年度における経常費
を実は言ったわけでありまして。その
四、五億程度は概算でございまして、
どもこれは国庫で負担しよう、という
構想だということでございます。

○左藤義詮君 経常費は全部地方費の
負担という御予定ですね。

○衆議院専門員(小木貞一君) そうい
うことです。

○左藤義詮君 そうしますと、両方で
二十億ほどの寄留と世帯台帳ですか、
それが一本になるとどれくらい節約で
きる予定でございませうか。どうもは
つきり勉強してないようですね。

○説明員(平賀健太君) 実はこの制度
を実施しますにつきましては経費が一
番問題になると思ひます。昨年法務府
の出先機関でございまして法務局と地
方法務局を使いまして、全国のまあサ
ンプル的に市町村を選びまして実情調
査をやつたわけでございます。で各都
府県に人口五千ぐらいの町村、人口一
万前後の町、人口五万前後の市、人口
十万前後の市と平均各都府県に四市
町村を選びまして、住民登録実施の曉
において影響があると思ひます行政
事務につきまして経費その他の関係を
実情を調べたのでございまして。でこ
の寄留に要する経費の四億、世帯台帳
に要する経費の十五億というの実はそ
のサンプル調査の結果を全国に引直し
てこういう数字を得たわけでございます
。その際併せて、この住民登録が若
し実施になつたならばその他の行政事
務で果して経費の節減になるかどう
か、若しなるとすればどのくらい節
減になるだろうかとということをお調

べたのでございまして。でそれを法務府
の方で全国的な集計をいたしました結
果、約一億八千万円ぐらいの経費の節
約ができるのではないかと。その主な経
費の節約面は選挙人名簿の調整、学
簿の調整、予防接種法の施行の関係
で、市町村では予防接種の記録を作
つておるのであります。これを通俗に予
防接種台帳と申しておりますが、予防
接種台帳の経費節約、これが主な面じ
やないかと思ひますのでございまして。
その選挙人名簿、学簿、予防接種台
帳、こういうものの調整に住民登録と
いうものを利用いたしますと、一億八
千万円という経費の節約が一年間に
出るといふ数字を得たわけございま
す。併しながらこれはまあ各市町村の
実際の行政の運用についてそういう数
字が出ましたのを集計いたしましたの
で、果して実施の曉正確にそのまゝ現
われるか、或いはこれより減るか増え
るか、これは何とも申しがたいのであ
りますけれども、一応そういう数字に
なつております。

○左藤義詮君 法務府自身でも御自信
のない御調査のようですが、それを地
方財政の方では大体そのサンプルで調
査なさつたのに対して同意をいたして
おりますか。地方財政ではまだ別途の
計算を持っておりますかどうかと。

○説明員(平賀健太君) 地方財政委員
会でも特別にこのために調査をなすつ
ていないのであります。

○左藤義詮君 あなたの方で調査した
のを地方財政では了承して話について
いるわけですか。

○説明員(平賀健太君) 調査の方法は
いろいろあります。併し結果はこうい
う結果になるということをおうに伝え

てありますけれどもこれを承認してい
るとは言えない、又併し承認しないと
も言つておりませんので、これはやは
り地方財政委員会でも別途にこういう
調査をすべきじゃないかと思ひます
が、各方面からやはり調査いたして
まさんと正確に言えないのじやないか
と思ひます。

○左藤義詮君 これは国会に御提案に
なるについては、大蔵省並びに地方財
政委員会ともう少しそれ／＼十分な
基礎を固めてお出しになるべきです。
今伺つて見ますとですね、法務府が若
干の調査をなすつたが地財委はしてい
ないと、それならば法務府の調査を了
承するかというところまで行つていな
い。そうすると地方財政委員会に又聞
いて頂いていろいろやつて貰わなくち
やならんというところで、我々の審議に
手間を要する。もう少しはつきり固め
て提案になることはできませんでし
か、殊に昨年から準備しておられて。

○説明員(平賀健太君) 地方財政委員
会とは、つとに連絡いたしておるので
ございまして、昭和二十三年の十一月
に寄留制度改革審議会というものを作
つたのであります。その以前から寄留
制度の改正ということが問題になつて
おりまして、二十三年の暮に寄留制度
改革審議会というものを法務府内に設
置いたしました、それには地方自治
庁、地方財政委員会事務局、それから
全国選挙管理委員会事務局、そういう
地方行政に密接な関係のある庁からも
委員並びに幹事を出して頂きまして、
その委員会でも共同で討議いたしまし
て、二十四年度の二月に寄留制度改革審
議会の答申ができたのでございまして
それを寄留制度改革要綱といひまして

法務府の民事局で作りました、お手許
に差上げてあります住民登録に關しま
する資料の中に入つております。その
要綱に基きまして実はこの法案の原案
といふものができたわけでありまして
でありますから、その当時からこの経
費の点は、つとに問題になつておりま
して、只今申上げましたこの寄留の経
費が幾ら、世帯台帳の経費幾らという
これだけの数字、節約できる数字が幾
らという最後の数字については、地方
財政委員会といたしましても賛否の意
見はなか／＼表しがたいと思ひます。
見ますが、当初から結局、今の寄留の
世帯台帳を廃止する、それから事務の
実質を見まして寄留と世帯台帳とを
合せたものにほぼ匹敵する。人員も寄
留の人員と世帯台帳の作成に従事して
おりますところの多数の職員とを合せ
れば、住民登録の事務というものは
ほぼ賄えるのではないかと。それから事務
量からいたしましてもやはり寄留と世
帯台帳の事務を合せたものとほぼ匹敵
いたしますが、極く常識的に大ざつぱ
に考えましても、今の寄留と世帯台帳
の経費があれば賄えるのじやないかと
いうことも常識的にいえるわけなんで
ございまして。でありますから、その事
務のことにつきましては地方財政委員
会も了承いたしておるわけですが。た
だこの数字をビシヤリと出してこれが果
して正確かどうかということになりま
すと、これは全面的にそのまま直ちに
賛成できる、できないというところは
これは地方財政委員会としてもちよつ
と無理、困難ではないかと思ひますけ
れども、大体においてはそういう方針
並びにその経費の大体のこと、これに
ついては地方財政委員会も了承いたし

ておるのであります。
○左藤義詮君 選挙人名簿との関係は
どうなりますか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 直接の関
係としては法律にはありませんが、選
挙人名簿を作るときは住居の基礎はこ
れによつて定まるわけですから。だから非
常にその関係が深い。

○左藤義詮君 今の御説明に、選挙人
名簿、学簿或いは予防接種の基礎に
なる帳簿といふものとの重複が非常に
避けられるという、それは技術的には
どういふふうになつていきますか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) いや、選
挙人名簿は、そういうものはこしらえ
んでもいいというわけではありませ
ん。

○左藤義詮君 寄留を基礎にしてやつ
ているよりは、この登録ができるとい
億八千万ほど節約ができるという今の
御説明がありました、それはどうい
う関係で……。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 今のその
世帯台帳と寄留簿と両方動いておりま
すのでそれで金が要るのです。

○左藤義詮君 いや選挙人名簿の關係
をお話になりましたね、選挙人名簿を作
るとき、登録簿ができておると便利で
節約ができるというお話なんではない
ですか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) それはそ
うです。

○説明員(平賀健太君) 選挙人名簿を
作ります際には、いろいろ市町村の作
り方によつて方法があるところござ
いまして、これはたしか九月十五日の
現在で抑えることになつてゐるのだ
が、その数カ月前から市町村では係員
が管内を廻らねまして戸別調査なん

やつておる所もある。それから場所によりましては配給世帯台帳を基礎にしてやつておる、それを参考にして選挙人名簿を作つておる所もあるのではありません。いずれにしても、この市町村でその職員を使いまして各戸を廻らせてやるということになりますと、職員の数もたくさん要りますし経費もかかるのは勿論であります。世帯台帳を基礎にいたします際に、本籍が不明であつたり、それから殊に年齢が正確でなかつたりする關係上本籍地に照会すると、そういうようなことにはいろいろの調査費用がかかつてゐるのであります。それから選挙人名簿を作り出す際には、選挙人名簿基礎台帳というのがございまして、台帳ができておる所が多いのであります。それは移動ごとに差し替へたりしまして台帳ができております。それらの台帳の調整費が相当かかつてゐるのであります。住民登録ができて選挙人名簿のために別にそういうことをすることがなくなる、年齢なんかも戸籍と照合をしてはつきりしたものが載つておるもので、そういうものが全然必要がなくなる、更に選挙人名簿の基礎台帳というようなものも必要がなくなるのであります。ただ選挙人名簿だけは別に作る必要があると思うのです。そういう面で経費の節約ができると思ひます。

○左藤義詮君 選挙人名簿の基礎台帳というものは法律上のものではない、市町村が便宜的にやつておるのですか。

○説明員(平賀健太君) さようでございます。今選挙人名簿基礎台帳は東京都なんかでは作つております。全国の市町村で作つておるのじやなく、かな

り経費がかかつておるようでありまして、

○左藤義詮君 最初の御計画では八億、節約すると……、今度節約しても四、五億という臨時費でお始めになるわけですが、国勢調査をいたします際に、同時に調査員というような制度を活用して発足しますれば、非常にその臨時費が少なくて済むのであります。折角国勢調査制度があるのだから、それを機会にこの法律を出発させるという点についての何か御工夫はなかつたのでございませうか。

○説明員(平賀健太君) 実は昨年の十月一日に国勢調査がございまして法務府でもそれを考えまして、国勢調査の責任府であります総理府の統計局と折衝いたしたのであります。ところが統計局の方とは、調査項目が大体同じようなことではありますけれども、かなりやはり違つておるのであります。それからこちらで考えております住民票、向うでは国勢調査の調査表、個表と申しますか、になつておりますが、記載事項が大分違つてあります。統計局では調査事項と記載が違つたのでこれを一緒にやられると、国勢調査の調査員が頭が混同しまして、国勢調査の施行そのものが正確性を非常に欠いて来ることになる。それで同じ調査員を使つて住民登録の調査員にすることはいいけれども、これを時期をずらしやるべきであるという意見がありまして、これは成るほど国勢調査の正確な統計資料を得るという目的からいいますとその点尤もでありますので、同時に施行するということは無理がある。時期をずらしまして結局同じことでありまして、国勢調査で選任された調査

員をこちらでも利用する、併し手当はやはり別に拂わなくてはならぬというやうなことになるので、経費の点では全然節約にはならないのであります。そういういきさつがあつたもので、それから、国勢調査と一緒にやるということは一応考えたのでございましてけれども、実行できなかったという次第であります。

○左藤義詮君 セクシヨナリズムと申しますか、いろいろの役所からいろいろな仕事が終わる末端ではあれもこれもみんな背負ひ込まされて困つておるといふ実情であります。私実際調査を受ける国民としてもそうだと思いますが、今のお話を伺いますと統計局の立場もございまして、もう少しその間の調節を保つて国勢調査には目的がございまして、もう少しその間を調節すれば、現実に住民登録されてゐるそれを基礎にして国勢調査をするということが、私は国勢調査の趣意にも、又登録を活かすという意味においても意味があると思うのですけれども、只今伺ひました御説明だけでは一緒にやろうという熱意が足りなかつたのじやないか。或いはもう少しその間にお互いに国民の立場を考へて工夫をなさるべきでなかつたか。今の法務府の立場としてはどうしても内閣の方も承知しない、あなたの方も承知できない。これはどうしても喧嘩わかれで別々にやるのだ。何とかその間にも少し歩み寄つて実際の国民の生活に即したものを作り、又国民自身も応接にいとまなからしめるやうなことのないようにならう、そういうやうな御親切はございませぬですか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) それは私も左藤さんのお説は大賛成なんですけれども、実際からいいますと仕事をすの官庁が違つて内容が違つたらやつてくれないのです。この国勢調査には氏名、年齢、男女の別、それから世帯主くらいまではいいかも知れませんが、第一戸籍、本籍の表示、それから移つて来た年月日、そういうやうなことになる。国勢調査では必要でないものも入つて来るのですから、お前のところをやつたらいいじやないか。これは実際は役所が違つたとやつてくれない実情です。これはやるのが当り前です、みんな公務員なんだから。けれどもなかつたやうなわけにはいかんのが今までの実際のやり方と思ひますが、国勢調査は現在……。

○左藤義詮君 どれくらい食い違ひますか。

○説明員(平賀健太君) 国勢調査となりますと、日本国内におる人間を一定の時点におさへまして全部やるわけでありまして、この住民登録はその市町村の住民を把握するといふので、その市町村に住所を持つておる者を登録すると、住所を持つておる地方自治法にいうところの住民を把握すれば足りるというので、大体においては範圍は似ておりますけれども、やはり若干適用の対象が違つて来るのでございまして、それからもう一つありますのは、国勢調査の結果作られますところの調査表、これは市町村の行政事務には使えないことになつておるのであります。全国的に集計をして数字だけは公表してこれを出すけれども、誰が世帯主で誰が世帯員であるという個々のものは表に出してはいけない、公表しては

いけない、従つて又市町村でこれを行行政事務に使用するというやうなことはできない。建前に統計法上なつてゐるのであります。これは統計の正確を期するために調査表と申しますか、個表は行政的には利用できない。従つて国勢調査で作り出した調査表は全部統計局に集めまして、市町村や都道府県には置いていないはずであります。従ひまして住民を把握するといふことになりまして、誰がどの住民であるか、本籍はどこ、年齢は幾つという工合に個別的に個人的にはつきりしなくちやならぬのでありますから、国勢調査では全然そういうことができない建前になつておるのであります。ところが国勢調査と住民登録と一緒にやりますと、やはり市町村としては同時にやりますので、どうしても対照をする。国勢調査の調査表と住民登録の住民表と対照する、そうして果して正確であるかどうかといふことを対照するといふやうなことになる。すると、国勢調査の調査を受けましたところの国民は、どうせ市町村で対照されるのだつたらこういう点がバれてはいけなかつたので嘘を書くといふやうなことで以て国勢調査の正確性が失われる。そういうやうなことも考えられるわけでありまして、でありますからやはりどうしても統計法に基きまして国勢調査によつてできましたところの調査表といふものは行政事務には使えない。そういう面からいふと、これは何も統計局と法務府との間に意見の対立があつたわけではなくて、統計法の趣旨を尊重しまして法務府としてもこれは一緒にやるべきものじやないという結論に

達したわけでありませう。

○左藤義詮君 鍛冶議員非常に私の意見に御賛成を頂いたのですが、なかなか役所の事情でむずかしい。今役所の事情については法務府のほうからお話ごさいます。国会としては若しその点を調整する意思があるならば統計法を改正することもできるわけでありまして、こういうようなセクシヨナリズムをできるだけなくして行くことが我々国会の任務だと思ふので。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 御趣旨は賛成ですが、ちよつとやはりいかんと思ひます。国勢調査の対象とこの対象は対象が違ふわけでありませう。ただ一致するところがあるだけなんです、旅行者でも警察までも国勢調査は調べるのでしよ。たま／＼そこへ来ておつてもやる。これはもう住所があるというだけでやるのですから、だからもうそれは別にしてやらなければならん問題があつてちよつとやはり一致しないように思ひます。ただ一致するところも大分ありますけれども、やはり狙いが違ふわけですからちよつと工合が悪いのじやないかと思ひます。趣旨はもうそうあれば一番いいのです。二枚持つて行つてやればいいじやないかという、そうできれば言うことはありますせんがそれはなか／＼容易にやれないのじやないですか、殊に素人を使つてやりますから。

○左藤義詮君 私は二枚持つて行つてやつて、官庁吏員が、登録は国勢調査は全国一齊にやるのですが、その一齊に二枚やらしてあとを調査員がだんだんと補填して行けばいいので、私は同じ調査員を使つて折角国勢調査をやるときに同時に発表するということが

便宜でもあり、受ける国民側も一つでありますから、経費その他の点においても又国民にこれを周知せしめて協力させる点からも工夫次第によつてはできるのではないかと思ひますが、只今伺つただけの理由ではそれは不可能だと法務府も投げてしまふ、又国会も投げてしまふほどの強い理由はないように思ふのであります。

○衆議院議員(鍛冶良作君) もう一つだん／＼考へて来まして工合が悪いのは、ここに住所があつてもおらなければつけないのです、国勢調査では、ところがこれはおらんでも住所があればつけないならぬ。そこに大変な違ひが出て来る。さつきのはおる者について、これは旅行者でも何でもこれは除かれなければならぬ、今度はこの町におらんでも国勢調査ではつけないでいいが住民登録はつけないければならぬ。そういう差異が出て来ますから。

○左藤義詮君 それはどのくらいのパ－センテージが出て来ますか。そういうことはあとからいくらでも補填して行けるので、訂正して行けるので、画期的なこのいうものをやるのに国勢調査と一緒に発表するということは国民に協力させるという点からも意味があると思ふのであります。まあ伺つてみると、役所の事務的の不便だけのために国民に二度手間をかけさせる、もう少し私は親切に、いろ／＼むずかしい点もありましようがその点をまあ法務府と内閣と話合つて一つ……、若しどうしてもいけないということがあれば統計法そのものの修正もできると思ふのであります。もう一つ私は努力が足りないように思ふのであります。

○説明員(平賀健太君) 只今の点は結局技術的問題でございまして、調査員というものは結局住民票と国勢調査と取扱の方法を使い分けなくちやならぬ、それが非常にむずかしい。で、調査員もいろ／＼な資質を持つ人がなるわけですがそこがうまく使い分けが行かない。それでどちらも正確を欠くという点をやはり統計局も恐れ、私どもの方でも恐れたわけでありませう。やればできんこともないし、国民の側からいへば一遍で済むからいいというところもありますが、どちらも正確を欠いて来るということもありませう、まあ国勢調査におきましては一定の時点におきまして総人口数字というものに非常に重きをおきますので、そこに誤差がありませんと国勢調査をやつても何にもならぬのであります。数字の正確を期するといふ点からむずかしいのじやないかと思ふのであります。

○左藤義詮君 只今のお話は両方一緒にやつてマイナスが出るというのです、私は又両方補ひ合つて正確を期するといふことあると思ひます。果して今おつしやつた意味でどこまで一〇〇％確実かどうかといふことについてはこれは問題があると思ひます。住民登録という恒久的なものに相補つてやりますために又正確を期するプラスの面も出て来るのじやないかと思ひますが、これは私の意見ですが。

○左藤義詮君 それは今ちよつと忘れたのですが、統計法十五条ですが、「何人も指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない」とおつしやつたのです、その第二項に「前項の規定は、統計委員会の承認を得て使用の目的を公

示したものについては、これを適用しない」とあるのですが、先ほどの御説明についてはこの第二項を適用すれば不都合はないと思ひます。統計法を私は場合によつては修正してもいいと思ひましたが、あえて修正しなくてもいいようになつてゐるのです。

○説明員(平賀健太君) 問題は二項を活用いたしまして、国勢調査で使ひました調査表を住民票と同じように活用できれば、これはもう申分ないのであります、そこまでに飛びますとやはり統計が成果を達せない、第一項の目的とするところが全然達せられなくなるのじやないか。それで調査票を住民票と同じような目的に使うといふことは統計局にも相談したのであります、ちよつとそれが実際問題として不可能だといふことだつたのであります。

○左藤義詮君 それは統計局の事務当局ですか、統計委員会とお話でございますか。
○説明員(平賀健太君) 統計局の事務当局との話合であります。
○左藤義詮君 委員会にお話して委員会としてこれは困つたといふことがあつたのですか。
○説明員(平賀健太君) これは常識上相談するまでもないことと私は考へます。統計委員会に正式に書面ですて聞いたことはございませんけれども、統計の常識上これは当然のこととして了解されていいのじやないかと私は思ひます。
○左藤義詮君 そうするとこの第二項はどういうことですか。殆んど死文になるのじやないですか。
○説明員(平賀健太君) 具体的にどう

いう場合ということになりますとちよつと私も今直ぐ思ひ付きませんが極く限られた場合だと思ふのであります。一項の目的というものがさういふふうに行政上使われるといふことになりますと、どうしてもやはりその調査員に對して嘘の申告をする。それを防ぐのが一項の目的なのであります、その目的からいつて調査票を行政事務にどん／＼使うといふことになりますと、これは統計の正確性を非常に害されるのじやないかと思ふのであります。

○衆議院議員(鍛冶良作君) これは何です。今までの研究の結果を報告しておられますが、これは施行に當つておられますが、これは施行に當つておられる方法です。それから、まだ一年余りもありませんし、なおさういふ機会があつたら今一遍一法務府なり何なりで研究させることにして、御注意は十分伝えることにして行きたいと思ひます。

○左藤義詮君 そうしてさういふ努力によつて次の国勢調査を早めるとか、次の国勢調査の機会までその実施の附則の方を国勢調査の機会までとめるようにするか、さういふ御意思がございせんのですか。
○衆議院議員(鍛冶良作君) 私の考えでは二十七年の七月一日ですから、それまでにさういふ機会でもありません……。
○左藤義詮君 それはもう国勢調査はきまつてゐるのですからそれに合ふようになつてお出しになるか、或いは国勢調査をずらすようにその努力をなさるか、四年ですか……。
○衆議院議員(鍛冶良作君) そうすると、ちよつとないですね。

○左藤義詮君 去年済んだのですからもうあと二年お待ちになる意思があるかどうか。

○説明員(平賀健太君) それはちよつと困りますね。今この法律を急いでいるのはいろいろな関係で、準備期間として一年置いていたのですから、そういう機会でもあればもう一遍研究させてというのを考えます。

○左藤義詮君 一昨年からいろいろ、もつと通つて言へば二十三年ですか、法務府に審議会を作つてからの問題なんでしょうが、それから現在に及んでるのですか、それをもう二年くらい、次の国勢調査までどうしても譲れない緊急性があるというふうにお考えになりますか、提案者は、折角私に御共鳴下さつてお聞きになつてからにわかにはお聞きになつたようですが。

○説明員(平賀健太君) 緊急といつても今日明日ではないのですが、これはやはり一日も早い方がいいのですが、若しそういう機会があるならばと言いましたが、機会ということはどうもそういうことは受け合ひ兼ねますが。

○左藤義詮君 それでは私は一先ずこれで終ります。

○伊藤修君 先ずお尋ねする前に、この法律でしばしば使われているところの住民の意味と世帯の意味というものを先ず伺つておきたいのですが、それから住所と三つ。

帯は、これは事実問題でありまして、生活を一緒にしている一つの団体、こういうふうには解釈しております。

○伊藤修君 そうするとこの住所は、あなたの今の意義からいふと、民法にいうところのいわゆる生活の本拠をいうということにそれは適応する、こうおつしやるわけですね。

○衆議院議員(鍛冶良作君) その通りです。

○伊藤修君 そうすると、この住所というものに対するところのこの住民登録法によるところの住所というものが決定された場合には、他の法律にいう住所として同一に取扱つて差支ないわけですか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) そう言われると面倒になるが。(笑)

○伊藤修君 面倒ですから聞くのではありません。

○衆議院議員(鍛冶良作君) それはそういうことにならないかならんと思ふが。

○伊藤修君 ならなければならんではないか、信念を伺つて置かないと。

○衆議院議員(鍛冶良作君) やはり何となく直接住民と接触しておる市町村で認めた住所というものが一番基礎だと思います。併しそれは違ふのだといつて法律上争うことになれば裁判所で決定してもらふということになるのであります。民法に基いて住所と認め、その認めたものがその者のおるところの町村である。そうして見ればその町村が一番有力なものであるからこれが優先する。こう解釈せざるを得んと思ひます。

○伊藤修君 私のお尋ねしようというのは、それだから先に意義を聞いたのは、

です。先ほど説明を伺つておりまして、この住所というものの法的公証力といふのが信憑力といふものと與えておるがごとき御説明のようでありますが、例えば選挙法の問題の場合にも、その他の法律の場合においても、この住所に対してどの程度の公証力とつか法的根拠を與えるのか、その点をはつきりさして頂きたいと思ひます。

○伊藤修君 そうすると、これに對して選挙権の有無といふことは、住民登録法によつて作ればいいことになるものでありましようか。先ほどただ参考といふふうにお尋ねがあつたのでありますが、そうすると、今の御説明によれば、この住民登録によつて選挙人台帳といふものを作ればいいことになるのですか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 勿論参考といふかこれを基礎にして選挙簿を作

る、従つて選挙簿ができた以上は一応それで確定しておることになります。ただやがてそれは実際にそこになつたのだ、移転の時期が違つて来たのだ、こういう事実に対して争ひがあれば別ですが、一応それに対する法律上の効果は現われなければならんと、こう解釈しております。

○伊藤修君 くだいようですが法務府の御意見どうですか。

○説明員(平賀健太君) 同じように考へております。

○伊藤修君 そうするとあらゆる他の法規にいうところの住所というものにつきまして、この法律の住所を基礎とするといふことについて差支えないわけですね。

○衆議院議員(鍛冶良作君) いいです。絶対とは申しませんが。

○伊藤修君 それは絶対か絶対でないかといふことは事実問題で、ただ法律の観点において、いわゆる生活の本拠といふものは住民登録法による住所を指すのだ、こう言い換えてもいいわけですね。

○衆議院議員(鍛冶良作君) そこまで言われると、言い換へるとなると、住民票に記載されておるものは一応そこに住所ありと認めて差支えない、こう答へますが、逆にそれでは載つた以上は必ず住所ありと認めるかと言われたならば、或いはこれは事実が違つておるかも知れない、人間の認定ですから。そこまでは言われませんが一応そこに認定力を持つ、証明力を持つ、而うしてその法律上の効果を認めて差支えない、こう言わなければならんと思ひます。

○伊藤修君 法律上の効果を認めて、ここで折角法律案を作られて、住所という意味を格付けされる言い方ですか。我々もそうありたいと思ひます。この法文の中に住所地という表現がなされておるのですが、これは場所を指すのですか。例えば第六條第三項に、他の法律の用語例から行きますと、地といふのは私が御説明申上げるまでもなく最小行政区画を指すといふふうに解釈が殆んど通説になつておりますから、ここに住所地という言葉を改めて用いられたのですがそういう場合と大いに異なるものかと思ひます。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 今回の場合ちよつと具体的に、第六條ですか。

○伊藤修君 第六條の第三項でもよろしい。その他もたくさんあります。都市の行政区画を指すものにあらずして場所を指すものと我々は読みますが。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 第六條の第三項の場合、これはやはり地は市町村行政区画でございませう。従つて行政区画が変らなければこの必要はないこ

すのだ、こう言い換えてもいいわけですね。

○衆議院議員(鍛冶良作君) そこまで言われると、言い換へるとなると、住民票に記載されておるものは一応そこに住所ありと認めて差支えない、こう答へますが、逆にそれでは載つた以上は必ず住所ありと認めるかと言われたならば、或いはこれは事実が違つておるかも知れない、人間の認定ですから。そこまでは言われませんが一応そこに認定力を持つ、証明力を持つ、而うしてその法律上の効果を認めて差支えない、こう言わなければならんと思ひます。

○伊藤修君 法律上の効果を認めて、ここで折角法律案を作られて、住所という意味を格付けされる言い方ですか。我々もそうありたいと思ひます。この法文の中に住所地という表現がなされておるのですが、これは場所を指すのですか。例えば第六條第三項に、他の法律の用語例から行きますと、地といふのは私が御説明申上げるまでもなく最小行政区画を指すといふふうに解釈が殆んど通説になつておりますから、ここに住所地という言葉を改めて用いられたのですがそういう場合と大いに異なるものかと思ひます。

○伊藤修君 くだいようですが法務府の御意見どうですか。

○説明員(平賀健太君) 同じように考へております。

○伊藤修君 そうするとあらゆる他の法規にいうところの住所というものにつきまして、この法律の住所を基礎とするといふことについて差支えないわけですね。

○衆議院議員(鍛冶良作君) いいです。絶対とは申しませんが。

○伊藤修君 それは絶対か絶対でないかといふことは事実問題で、ただ法律の観点において、いわゆる生活の本拠といふものは住民登録法による住所を指すのだ、こう言い換えてもいいわけですね。

○衆議院議員(鍛冶良作君) そこまで言われると、言い換へるとなると、住民票に記載されておるものは一応そこに住所ありと認めて差支えない、こう答へますが、逆にそれでは載つた以上は必ず住所ありと認めるかと言われたならば、或いはこれは事実が違つておるかも知れない、人間の認定ですから。そこまでは言われませんが一応そこに認定力を持つ、証明力を持つ、而うしてその法律上の効果を認めて差支えない、こう言わなければならんと思ひます。

○伊藤修君 法律上の効果を認めて、ここで折角法律案を作られて、住所という意味を格付けされる言い方ですか。我々もそうありたいと思ひます。この法文の中に住所地という表現がなされておるのですが、これは場所を指すのですか。例えば第六條第三項に、他の法律の用語例から行きますと、地といふのは私が御説明申上げるまでもなく最小行政区画を指すといふふうに解釈が殆んど通説になつておりますから、ここに住所地という言葉を改めて用いられたのですがそういう場合と大いに異なるものかと思ひます。

○伊藤修君 くだいようですが法務府の御意見どうですか。

○説明員(平賀健太君) 同じように考へております。

○伊藤修君 そうするとあらゆる他の法規にいうところの住所というものにつきまして、この法律の住所を基礎とするといふことについて差支えないわけですね。

○衆議院議員(鍛冶良作君) いいです。絶対とは申しませんが。

○伊藤修君 それは絶対か絶対でないかといふことは事実問題で、ただ法律の観点において、いわゆる生活の本拠といふものは住民登録法による住所を指すのだ、こう言い換えてもいいわけですね。

○衆議院議員(鍛冶良作君) そこまで言われると、言い換へるとなると、住民票に記載されておるものは一応そこに住所ありと認めて差支えない、こう答へますが、逆にそれでは載つた以上は必ず住所ありと認めるかと言われたならば、或いはこれは事実が違つておるかも知れない、人間の認定ですから。そこまでは言われませんが一応そこに認定力を持つ、証明力を持つ、而うしてその法律上の効果を認めて差支えない、こう言わなければならんと思ひます。

○伊藤修君 法律上の効果を認めて、ここで折角法律案を作られて、住所という意味を格付けされる言い方ですか。我々もそうありたいと思ひます。この法文の中に住所地という表現がなされておるのですが、これは場所を指すのですか。例えば第六條第三項に、他の法律の用語例から行きますと、地といふのは私が御説明申上げるまでもなく最小行政区画を指すといふふうに解釈が殆んど通説になつておりますから、ここに住所地という言葉を改めて用いられたのですがそういう場合と大いに異なるものかと思ひます。

とになります。

○伊藤修君 そうするとたくさん出て参りますが、この法文中に地とあるのは土地の最小行政区画を指すものと解釈したらいですか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) そう言われるとどこかに工合の悪いところがなかったかな。(笑声)

○伊藤修君 私もよく見ていなかったけれどもたくさん出て来ます。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 地は大体それでよろしいと思います。

○伊藤修君 なお精読してみますが、そう伺つて置きましょう。

それからこれに附票とか住民票とか票という文字が使われているのですが、この形式は結局カード式ですか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) カード式になるのだそうで書式も参考資料に出ているはずですが。

○伊藤修君 いわゆるそのカードに公証力を持たせるわけですか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) これは参考についておりますが、こういうものがついております。

○伊藤修君 これは公文書の中ですか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) そういふことです。

○伊藤修君 カード一枚々々が公文書、今までの戸籍法、寄留法と同じような、これに対して市町村で何か認証されるのですか、その票が公文書になるのですか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) これには責任者の印を捺して公証力をつけることになつております。

○伊藤修君 そうすると、カード一枚一枚に市町村長の署名捺印が入るわけですか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 判を捺させる。

○伊藤修君 誰の判を捺させる。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 取扱人。

○伊藤修君 取扱人の判でもつてその市町村の公文書になるのですか、それに基づいて今度証明書が発行されるのですから。

○説明員(平賀健太君) 最初の実施の際にはこれを各戸に書かせるというふうに考へております。それを市町村に集めて参りまして、そうして市町村で内容を検討しましてこれでいいということになれば、やはりこれは最初だけは市町村長の職印を捺させる、それで最初本人が書いたものだけということにして、そういうふうな考へております。それから市町村に今の戸籍簿、寄留簿でもそうありますが、記載をいたしますと記載のあとに、戸籍や寄留であります、市町村長の職印或いはその代理者の印が捺されるわけですから。この住民票におきましても、やはりその後、事項欄とありますが事項欄に記載をいたしまして、そのあとに市町村長の職印にしますか、或いは認印にいたしますか、こゝはまだ決定いたしてありませんけれどもとにかく印を捺させよう、そういう方針で考へております。

○伊藤修君 私のお尋ねしたいのは、結局その住民票というものは住民が書いて出すのですから、いつ公文書になつて来るかということが問題になつて来る。それが仮に抜き差しされた場合においてどうなるのか。それから公信用というものは一体基礎がやぶやぶじゃないか。殊にカード式ですから抜き

差しは自由ですから、今法務府の御説明は、現在は帳簿になつておるのですからそれはもう明らかに公簿と認証できる。ところが伝票ですから一枚々々に認証がなければ、私はそれに対するところの公信用というものは保たれないと思う。従つて公文書という結果に基いて発行した証明書はどういう結果になるか、これによつて法的に疑義が起つて来るわけでありまして御説明では満足できない。

○衆議院議員(鍛冶良作君) やはり責任をとるものがこれに公証力を持つたけの署名なり、捺印が必要と思う。どうあつてもそうなくちやならんと思う。

○伊藤修君 そうすると、本法においていわれる住民票の要式行為を明記する必要があるのじやないでしょうか、それは政令、そういうものに譲るべきものではないと思ひます。基本的なものであるから法文中に明らかにする必要があるのじやないでしょうか、基本的なものですから。それは何もかも政令に委ねるということには余りよくない。それは今の帳簿だからカードというものは想像していい。この頃は官庁はよくカードを使用したがるのです、カードは公簿としての何かの形式をはつきりさせて置かなければいかんと思うのです。

○衆議院議員(小本貞一君) 現在戸籍法の百二十五条で、やつぱり戸籍の要式につきましてはこれを命令に委ねておりました、戸籍法施行規則というものでその要式をきめておられるわけでありまして。同じ方法で同じような考え方でこの住民登録の場合も第三十四条によりましてこれを政令に委ねて要式をきめようという考へ方とつております。それから先ほどのこれはカードになつてゐるから取りはずしが自由になつて非常に困りやせんか、いろ／＼な弊害が起りやせんかというお話でございますが、これはとじて鍵で施錠しますが、抜き差しできんようにしておきます。現在登記のやつ、あの方法をとろう、こういうふうな考へ方とつておりますから御了承願ひます。

○伊藤修君 今の引用になりました。いわれる戸籍法の制定の場合は、いわれるカード式を予定してないのです。いわれる帳簿を予想してゐるからそういう規定になつてゐるのですけれども、ここでは住民票という一つの新しい形式を打出してゐるのですから、従つて住民票の何ものたるかということとを私は基本的に明示する必要があるのじやないかと思ひます。それが親切じやないかと思ひます。それはいわれる予防の問題ですが、予防の問題はわかりません。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 登記簿にもそういうことは出て来るわけですが、やつぱりそれにならつて厳重に政令で定めるようにやりたいものだと思います。

○伊藤修君 登記簿には一葉々々署名があるでしょう、署名がたしかあつた。これは本法中に簡単な形式だけを明らかにすればいい。住民票の作成方法を明らかにするとどこからかせんと、何とこの漫然市町村の条例に委ねたり、何かすると……。

○衆議院議員(小本貞一君) それは政令に委ねてあります。

○伊藤修君 三十二条と三十三条のこ

の過料と刑罰との比重ですね、これはどういふ根拠から出て来るのでありますか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) この三十二条のはいゆる懈怠に対する過料なんです。三十三条になりますと、これは妨害した行為で罰則をいたします。その意味で異つておるのであります。それからあとその内容はほかの法律との均衡をとつてきめたはずでございます。

○衆議院議員(小本貞一君) お手許に先日お配りいたしました逐条説明の所にもちよつと書いてございますが、三十一条、三十二条のはそこに書いてございまして、戸籍法の大体百二十条と百二十三条と問題にこれはきめたものでございまして。三十三条はこれはほかの法律にならしまして、例えば労働基準法百二十条、児童福祉法の六十二条、統計法の九条その他たくさんございまして、若し御必要でございしたら表をお手許の方へ配りたいと思ひます。

○伊藤修君 市町村吏員の質問に對し陳述を拒んだだけでこういう重い罰金に処することがあるのですか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) あるのです。たくさん例があります。

○伊藤修君 市町村の吏員の質問に對して陳述を拒んだだけで五万円の罰金に処せられる。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 市町村の吏員に對してと言われると何ですが、こういうことではかの法律でやつておるのはこの事例がいくつもありまして。

○伊藤修君 こういうことで……。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 労働基準法、児童福祉法、統計法、船員法、漁

第四部 法務委員会會議録第十五号

昭和二十六年五月十七日【参議院】

一三

業法、地方公務員法、国家公務員法と
か……。

○伊藤修君 それは市町村吏員に対し
てですか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) そうでは
ありません。

○伊藤修君 これは市町村吏員を軽し
と見るわけではないのであります。

○岡部常君 先ほどの関連したこと
で住民票の作成ですが、この作成は初

めは住民から提出させるということ
でございまして、それはやはり一齊に

同日にやらすのであります。丁度国
勢調査と同じようにやらすというおつ

もりですか。大体その期日というよう
なことは予定されておるのであります

か。

○説明員(平賀健太君) 七月一日とい
うことに予定しております。

○岡部常君 施行期日と一緒にするの
であります。その費用が八億とか。

○説明員(平賀健太君) 去年要求した
しましたのは八億でありました、当初

要求したしたのは。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 統計法は
これは調査員に対する不申告の場合で

すがこれは五千円ですけれどもちよつ
と前の法律ですから、それで均衡をと

つて五万円にしたのですが、第五条の
規定により申告を命ぜられた場合申告

をせず、又は虚偽の申告をした者「命
ぜられた調査につき申告を妨げた者」

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、
調査資料を提供せず、若しくは虚偽の

調査資料を提供し、又は質問に対し虚
偽の陳述をした者、こういうことにな

場合は。

○衆議院議員(鍛冶良作君) これにあ
ります。

○伊藤修君 質問に対し陳述しないと
いうことがあるかどうか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) それでこ
れは衆議院では修正したのです。今の

黙つておるのは罰しないことになつた
のです。

○伊藤修君 黙つておれば不問という
ことですね。

○衆議院議員(鍛冶良作君) そういう
ことです。そういうことに訂正した。

刑事訴訟ですらそうやっておるのに
かんじやないかというので訂正したの

であります。

○伊藤修君 質問しても黙して語らざ
る場合はこの罰に該当しないというわ

けですね。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 原案は
「質問に対し陳述をせず」となつておつ

たのを、「陳述を拒み、忌避……」。

○伊藤修君 黙して語らない場合は三
十三条によつて処罰されないわけでは

ね。

○衆議院議員(鍛冶良作君) それは仕
方がない。その代り調査の方法があり

ますから如何にでも認定できるからと
いうのでこの点は訂正したわけですね。

○長谷山行麿君 四条の第二項の、条
例でそのほかのことは記載事項を定め

ることができるといつて、これで予想
しておるものは大体どんなようなこと

を予想されるのであります。

印鑑、それから選挙権の有無とか学齢

児童がどうであるとかそういうような
ことを載せた方が便利であらう、こう

いうことで結局それを載せることにし
たわけでありませう。

○長谷山行麿君 条例ではそのほか
いろいろなことが規定できると思ひま

す。そういう場合に個人のいろいろ「名
誉に関する」とか「やなにかの場合があ

り得なくもないと思ひますけれども、そ
ういふ場合に今のこの罰則との関係で

嫌な問題を記載事項にしてやつた場合
に、何か条例で規定することに對し

て、何といひますかこれを監督する
というか勧告するといふか、そういう

例でもそんなことをきめるのでは不適
当だといふ方法が何かどうにかに

規定がありますか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) どれだけ
の効果があるかということになると問

題ですが、二十九条はそのために設け
てあります。これは主として成るべく

全国に統一したものを作りたいといふ
意味と、それからそういうものは積極

的、消極的に開きに來るならばなお
すがそういう意味でこの条文を残した

わけでありませう。

○長谷山行麿君 これは勧告した助言
ですから、そういうことを規定してい

けないといふところまではできないわ
けでしょう。

○衆議院議員(鍛冶良作君) それはそ
ういふことは面白くないと思ひだけ

は差支ないでしよう。但し開かなん
だらうするかといふことはちよつと方

法はないですが、もう一つ付け加えて
御説明申し上げますが、これは衆議院

「普通地方公共団体は、法令に違反し

ない限りにおいて第二条第二項の事務
に關し、条例を制定することができ

る。」これがあつてからこういうものを
置かんでもいいじやないかという議論

が大分やかましくなつたのですが、こ
れがあつてやろうといふか知らんが、

市町村でこの住民登録に關しての特
別な規定のあるものをどうせやれるなら

やつて残して置いた方がよからうとい
うことで残しましたわけでありませう。

○左藤義詮君 今例を挙げられたの
は、選挙権の有無、学齢児童の有無で

ありますが、それだつたら別に地域
的な特殊なものでなくて全国一齊のも

のなのでありますから、取上げられた
例からすればむしろこれが必要ならば

八の次に挙げられればいいので、特
にこうして相当ゆとりを持つて挙げる

と、今長谷山委員の御心配になつたよ
うなことも条例で入れるようなことに

なりはしないか。結局そうしてそれが
又罰則へ繋がつて行く。こういうこと

になるのですが、これをいつそ三つ
お挙げになつた例が是非必要ならば、

記載事項にお入れになればいいし。

○衆議院議員(鍛冶良作君) この第四
条は、住民登録制度といふもののど

うしても必要であるといふものをこへ
列挙したわけでありませう。今の言

うのは市町村だけが特に必要だとす
れば、それを利用してやつてもよろしい

といふのであつて、住民登録制度とし
ては第八項では必要である、これは欠

てはいかんののである、こういう意味
であります。

○左藤義詮君 そうすれば市町村みな
同じにしてこんな第二項を設けないで

私は非常に心配するのですが。

○説明員(平賀健太君) 第二項のよ
うな規定は市町村で非常に要望いた

しております。行政事務に便宜なよう
に市町村で記載事項をきめることが

できるようにという希望に基いてこれ
は入れたのでございませうが、この

条例で住民票に記載すべき事項をき
めた場合に、それが全部が全部届出

事項になるとは限りませうので、選
挙資格の有無とか学齢児童の有無とい

ふものは無とかならなくても年齢が
わかつております。それから住居期

間もこの住民票の記載自体でわか
りますので、要するにこの選挙人名

簿を作つたりする場合に簡単に発見
できるという、そういう便宜のために

選挙資格の有無であるとか学齢児童
であるとかいうようなことを書いてら

うことなのであります。であります
からして、必ずしも書かなくても住

民票を見れば当然わかることでは
ないといふ市町村もありませうし、

書いておきたいといふ市町村もあり
ませうし、これはやはり市町村の便

宜に任じたらどうかといふ事柄で
ございませう。

○左藤義詮君 市町村の便宜のため
にこの第二項を設け、而も法律を見

ますと罰則はやはりこれにひつか
かるように読み得るのですが、それ

を救ふものとして二十九条とおし
やいます。二十九条も絶対のもの

ではないといひます。二十九条も
絶対のものではないといひます。二

十九条も絶対のものではないといひ
ます。二十九条も絶対のものではない

といひます。二十九条も絶対のもの
ではないといひます。二十九条も

陳述を拒んだという場合にすぐこれが罰則にかかつて来る。而も法の趣旨からいえば、ただ市町村の便宜のためにおくものが罰則にひつかかる處れがあるというものは、それは非常に警戒しておかなければいけないと思うので

○説明員(平賀健太君) これは先ほど長谷山さんから質問がありましたように、地方自治法の第十四条の一項で法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができると、市町村としてはやはり条例で罰則も作れるわけでありまして、こちらでできないことになりまして、やはり市町村としては非それが必要となればその地方自治法に基いて地方条例でそういう罰則を作るという結果になつて来るんじゃないかと思うのであります。これは勿論乱用は飽くまで防止されなくちやなりませんので、ただ的確な乱用防止の措置は地方自治法の建前でできないのでありますけれども、要するに余り条例で以て細かい記載事項を定めて全部それを届出に待つということにいたしませんと、これは届出が結局勵行されないといいことになりまして結果、住民登録の全体の成績が悪くなるという結果になりますので、市町村としてはやはり条例でできるものは十分その点を考へて、住民の届出の義務の負担と、それからやはり届出が正確に行われるかどうか、住民票の記載の正確性を如何にして保証して行くかという、そういう点から条例の記載事項、これを又届出にするかどうかということも市町村としては慎重に考慮しなくちやならん。本当に住民登録に真に熱のある市町村でありますたら、まあむちや

なことはきめないのじやないかと想像されるわけでありまして。又余りにむちやなことが行われまして、二十九条の規定はそれを防止するに完璧とはいへませんけれども實際上相当の役割を果たすものじやないかと、そういうふう

○左藤義詮君 只今の御説明では地方自治法で幾らでも条例で罰則をきめられるという話ですが、これは地方が地方自治法によつてやればこれは止むを得ませんが、我々は国で作る法律の中に罰則に適用されるようなことを予想するものをこのままで入れておくということとは、少し筋が違つて来ると思うのです。

それから又第二十九条というものは勧告を聞かなかつた場合はどうなるかというところは少しもないわけですから、そういうようなことが常識がなく若し問題が起るような場合には、もうすでに勧告が行われるような場合も予想しなければならん。若し常識で行くならば、この二十九条なんかは入れなくてよろしいわけですね。

○説明員(平賀健太君) 市町村の条例と申しまして、やはりこれは市町村の住民の代表者であるところの市町村の議会がきめるものでありまして、我々といひましたはやはり市町村の議会といふものを住民の代表として信頼していいんじゃないか。住民の利益にひどく反するような立法を条例が制定するといふことは先ずないのじやないかと思ふのであります。これは国民全体の代表としての国会といふものと大小の差はありますけれども市町村の議会といふのもその点においてはやはり住民の代表であります。住民の利益を

無視した条例というものは一応できないであらう、しないであらうというこ

とを我々は信用していいんじゃないかと、そういうふうな大体考へておりませう。

○左藤義詮君 ちよつと私の質問趣旨と違つておるのですが、地方自治法のことを申上げておるのではなくて、地方自治法で罰則を含んだ条例を作ることは今おつしやつた通りなんです、ここへ条例で住民票に記載すべき事項が幾らでも附加えられる、まあこの法案からいへば、而もそれがこの法律で八つ数えたと同じように、若しそれを拒否した場合に罰則が適用されるということは、無論その条例をきめるときには罰則なんかも考慮して地方議会がきめるとおつしやるかも知れませんが、そこに若干の食い違ひが出て来るのではないかと。地方議会の責任においてきめるといふことはこれはおつしやる通りなんです。それは地方自治法を認める以上は当然なことなんです、ここで条例で住民票に記載すべき事項は幾らでもきめておいて、それが自動的にこの法律の罰則にかかり、国がきめる八つの事項と同じように若し拒否した場合に、やはり五万円以下の罰金になるというところは少しその筋が違つて来ておるのではないかと。こういうことを申上げておるのです。

○衆議院議員(鍛冶良作君) それではその議論は出ますが、これがなくてもこの自治法の十四条でこういうことができるのです。だから自治法できめれば同じ効果になつて来るわけですね。こんなものがなくていいのじやないか、こういう議論が多かつたのです。この十四条がいかにことになつておる

のです。

○左藤義詮君 十四条と言つておるのじやないのですよ。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 十四条できめればこれと同じものがきめられるのです。だからわざ／＼そういうものをに入れてはいかんというなら十四条をやめなければいけません。十四条がある限りはこれをのけてはいかんということ

○左藤義詮君 条例として作る場合と国があらかじめ作る法律にゆとりを作つて貰うといふことは、そこに若干の軽重ができて来ると思うのです。私の言うことを逆にならば今おつしやつた十四条のようになるのです。十四条でできることをわざ／＼入れて、而もこれが自動的に罰則にかかる国のきめたものと同じ項目になるということに對してはですね。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 罰則は十四条できめればこへ入るんです。ただ問題は十四条があるからやめたらいいのじやないか、あれはそういう議論なんです。その議論で初めやめるといふことも衆議院で案も作つてみたのですが、ただ強いて言へばこの十四条は一般の行政全般に亘るものである、こへ書けば住民登録に關係があるものだけというものが明らかになる。これは十四条は何でもないのですから、これにあるのは住民登録に最も關係の近いものという意味から書いてもよからう。こういう意味でこれは公聴会の意見を聞いた方がいいという、こういう議論が多かつたわけですからこれを入れたわけですね。

○左藤義詮君 若しそういうことならば、例えば東京都で世帯票の条例をや

つておるのですが、それと同じように条例で各市町村に必要があればお書きになればいいのです。この二項にこういうことを書くことによつて従来の法律全体の罰則から来るので非常に私は嫌な氣持がするのですが、だからそれならば十四条に任しておいた方がいいんじゃないか。これは住民票の問題だからこへこういう項目を入れておいたというが、入れたらすぐ自動的に最後の罰則と關連して考え得るいろいろな場合々々が、質問されたように、いやがるような条例でもこへ入るといふ私は腹れがあると思う。

○説明員(平賀健太君) 三十三条の規定と申しますのはこれはやはり住民票、住民登録の正確性を保障しますところの最後の担保なのでございまして、こういう規定をどう／＼發動するというようなことは實際問題としてはそう考えられないことなのであります。併しなからやはり最後の正確性の担保としてはやはり他の法令にもこういう規定がございまして、必要であるといふので入つたのでございまして、それから四條の第二項で以て市町村が条例で記載事項を定めることができるとした以上は、その記載事項はこの第一項の一号から八号までは正確でなくともいいというところは言われませんので、いやくも住民票の記載事項がそれ／＼公証力があるとする以上は、やはり一号乃至八号と同じ正確度を保つ必要があるのではないかと。そういたしますと、この記載事項の正確を担保するための保障でありますところの三十三条の規定というものは、その条例に定める記載事項についても

やはり適用があると思ふのが、これは住民票というものの公証力を保障する以上は建前上そうなくちやならないと思ふのであります。この第二項の規定に条例による記載事項というのを特に掲げたのは、住民票というものが市町村本来の事務である以上は、やはり市町村の自主性というものを重んじなくてはいけないのじやないか、本来地方自治法でできることでありますけれども、特にここに掲げるというのはやはり市町村の自主性を重んずる、市町村が熱意を持つてこの事務を遂行して行くということに何らかのやはり貢献があるのではないかと、ことだと思ふのであります。本来こういうことが法律上できないということになりますと、やはり地方自治法の第十四条も問題にすべきものと考へております。法律上は地方自治法の第十四条で条例で罰則をつけることもできることになっております、法律上できる。不当の問題になりますと、今申しましたように、いやしくも住民票の記載事項となつた以上は、その正確性を担保するための三十三条の規定は、条例の記載事項についてもやはり適用があるとするのが妥当である、こういうふうに思ふのであります。

○左藤義詮君 最初の御説明とちよつと變つて来たやうで、町村の便宜上つけておるといふことであつたが、非常に町村に熱意を持たせるためにこの十四条があるのだといふので、さつきの御説明と變つて来たやうであります。が、第三十三条は殆んど伝家の宝刀で最悪の場合で減多にやらない、事実上問題になるのは変な抜き方をした場合

で、我々が法律を出すときにはやはりとにかくこの最悪の場合を考えなくちやならぬので心配したすのでありますけれども、自主性を持つておるから条例でやれる、極端に言へばどんなことでも住民票に關係がないことはない、住民票に關係があることならどんなことでも記載事項をきめられる、そうして条例の場合にはそれが前の八と同じように罰則の対象となるということとは、減多にないとおつしやるかも知れません、私どもは最悪の場合を心配する余地が多くあると思ふのですが、その点は如何ですか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) それは三十一條の第一項で除外してあるのであります。「市町村の当該吏員は、住民登録の正確な実施を図るため、第四条第一項に規定する事項について、事実上反することを疑うに足る相当な理由があるときは、事実の調査をすることが出来る。」こうなつております。この調査に關してのみその適用があるのであります。

○委員長(鈴木安孝君) 他に御発言がないやうでありますから本日はこの程度で……。

○伊藤修君 質問はなお保留しておきますから。

○委員長(鈴木安孝君) なお次回に質疑を続行いたします。

本日はこの程度で散会いたします。

午後四時十九分散会

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 安孝君
理事 伊藤 修君
鬼丸 義齊君

委員

左藤 義詮君

長谷山行毅君

岡部 常君

一松 定吉君

衆議院議員

鍛冶 良作君

政府委員

野木 新一君

法務府法制意
見第四局長

事務局側

常任委員
會專門員

常任委員
會專門員

説明員

法務府民事法務
長官總務室主幹

平賀 健太君

小 貞一君

長谷川 宏君